

Rules of Japanese Society
of Adelaide Incorporated

アデレード日本人会（法人）会則

Note) English version is official rule because of Japanese version was translated from English version and the English version was registered to Government of South Australia.

注) 和文の会則は英文を翻訳したものです。
よって英文を正式なものとし、和文はその補足的なものと位置付けます。

禁複写

30/5/2009

英文をもって正文となす。

アデレード日本人会（法人）会則

第1条

本会は「アデレード日本人会」(The Japanese Society of Adelaide Incorporated)と称す。

第2条

会則の中で使われている言葉は次のように定義する

「会」 法人団体 アデレード日本人会を意味する。

「理事会」 日本人会運営のための理事会を意味する。

「例会」 会則に従い召集された会員の総会を意味する。

「会員」 日本人会会員を意味する。

「法令」 会法人化法令 (The Associations Incorporation Act, 1985) を意味する。

第3条 目的・活動

- 3.1 本会の第一の目的は、アデレード近隣に在住する日本人の共通の利益の擁護、相互の親睦および連帯感の醸成を図ることである。第二の目的は日豪親善に資することである。
- 3.2 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (a) 会員のための文化、スポーツに関する行事
 - (b) 文化交流に関する行事
 - (c) その他、理事会によって適当と認められた行事

第4条 権限

本会は法令 25 条によって付与された権限を有する。

第5条 会員

- 5.1 本会は以下の会員により構成される。
 - (a) 個人会員は、本会地区に住所または居所を有し、また日本国籍を有するか、またはかつて有した者。
 - (b) 法人会員は、本会の趣旨に賛同する、本会地区に住所、事務所または居所を有し、日本国籍を有するか、またはかつて有していた者によって運営/経営されている企業。
- 5.2 第5条の1に定められた資格を満たす個人、または企業は書面に詳細を書き込み理事会宛に申請する。理事会はその申請書の入会諾否の権限を有する。

第6条 会費

- 6.1 本会会員は次の年会費を理事を通し、本会に納入する。

(a) 個人会員	A\$20
(b) 法人会員	A\$200

又は理事会の決定により変更された額。
- 6.2 会費は年次総会の日を支払うことを旨とするが、理事会の決定により変更された場合はその変更日に支払うものとする。

- 6.3 支払期日から3ヶ月以内に支払いが無かった場合、その会員は会員の資格を失うが、その後速やかに支払いがあれば、理事会は会員資格の復権を決めることができる。
- 6.4 会計年度途中における新会員（個人、法人）の会費はその資格に従い、入会した月以降月割りで計算した額面とする。

第7条 脱会及び会員資格の失効

- 7.1 会員は脱会届を書面で総務理事或いはパブリックオフィサーに提出し脱会することができる。その際未納の会費などは本会に支払わなければならない。
- 7.2 本会会員は次の理由により会員資格を失う。
 - (a) 第5条の1に該当しなくなった場合
 - (b) 死亡
 - (c) 法人会員の企業が解散した場合
 - (d) 本会からの除名

第8条 除名

- 8.1 理事会は本会の目的に反する行為をした会員を除名することができる。
- 8.2 理事会は除名決定1ヶ月前にその会員に除名理由を提示し、その会員からの口頭或いは書面による弁明の機会を設置する。
- 8.3 理事会の決定は書面によってその会員に通知する。
- 8.4 前記により除名された会員は通知受け取り後14日以内に総務理事かパブリックオフィサーに除名取り消しを願い出ることができる。
- 8.5 除名取り消し願いが出された場合、例会においてその会員の除名支持が得られた場合、その会員の会員資格は失効する。
- 8.6 除名通知を受けた会員が第8条2に基づき除名取り消し願いを願い出なかった場合、その通知受領後14日後に除名は成立する。
- 8.7 本会を除名されたものは除名の日から少なくとも1年間は入会の申請をすることが出来ない。

第9条 理事会

- 9.1 理事会は会則によって保証された権限及び責任に基づき、本会の目的達成のための業務を統括し運営する。かつ例会によって決議されなくとも法令及び会則に従うべきすべての業務を行う。
- 9.2 理事会は本会の目的達成のための活動を遂行する上で必要と認めた場合、法令で定められたパブリックオフィサーを含め、役員を置くことができる。その際選出された役員は任務遂行に関する権限及び責任を会則によって保証される。
- 9.3 理事会は会員の中から選出された会長、総務及び8名までの理事によって構成される。

- 9.4 理事会は必要に応じて名誉会長を指名することができる。
- 9.5 理事会は理事が任期満了前に理事を辞任した場合、その後任理事を会員から指名することができる。その際その理事の任期は前任者の任期満了までとする。但し再選は、これを妨げない。
- 9.6 理事会は理事の担当職務を決定する。
- 9.7 理事は年次総会で選出される。全ての理事の任期は翌年の年次総会までとするが、再選はこれを妨げない。
- 9.8 理事選出に際し、年次総会 7 日前までに理事選出希望者は、本人及び推薦人の署名を添えた用紙を総務に提出する。
- 9.9 理事選出希望者の氏名を、年次総会開催前に会員全員に通知しなければならない。
- 9.10 理事選出希望者が理事会が必要としている職を充足し、且つその職に重複選出希望者がいない場合、総務はその旨年次総会に報告し、議長がこれを承認する。
- 9.11 会長、総務職の兼任は認めず、また各々の職務は次のとおりとする。
(a) 会長は日本人会の代表を務め、日本人会の活動を監督する。
(b) 総務は本会の総務、会計を担当する。
(c) 監査は本会活動及び会計業務が公正かどうかを監査する。
- 9.12 理事会は必要に応じて以下の職務を遂行する理事を指名することができる。
(a) 副会長
(b) 諸行事企画運営担当理事
(c) 広報担当理事
(d) 会員婦人担当理事
(e) 監査担当理事
(f) その他理事会で必要と認められた業務担当理事
- 9.13 会長が理事会の議長を務める。会長が理事会を欠席する場合は、その都度、理事会が議長を任命する。

第 10 条 理事の罷免

理事は以下の事項に抵触した場合その職務から罷免されることがある。

- (a) 「法令」の条項に抵触した場合
(b) 「会則」に抵触し除名された場合
(c) 疾病、事故などにより職務遂行が不可能となった場合
(d) 脱会、もしくは本会との雇用関係が終了した場合

第 11 条 理事会の運営

- 11.1 理事会は年 2 回以上開催されなければならない。理事会開催の場所、時間、議題は総務によって各理事に連絡される。
- 11.2 理事会における議決は多数決とし、同数の場合は議長採決とする。

- 11.3 過半数の理事の出席をもって理事会成立とする。
- 11.4 次の事項は理事会の議決を経なくてはならない。
 - (a) 通常総会に提案すべき事項
 - (b) 臨時総会召集の同意
 - (c) 入会申請の承認
 - (d) 会員の除名
 - (e) 会費及び納入方法の決定
 - (f) 部会の設置及びその責任者への業務の委託，その他これに関連する事項
 - (g) 日本人会活動予算の審議
 - (h) その他，会長が必要と認めた事項

第12条 部会

本会は，その目的達成の為，理事会或いは例会での同意を得て部会を置くことができる。部会責任者は理事会の要請に基づきその活動状況を理事会に適宜報告する義務がある。また部会の目的達成後はその部会は解散される。

第13条 会計および事業年度

- 13.1 本会の経費は会費，寄付金，その他の収入をあてる。
- 13.2 本会の全ての収入は本会銀行口座に預金され，小切手は会長と総務両者の署名を必要とする。
- 13.3 総務は適正且つ公正に本会の会計業務を遂行する責任がある。
- 13.4 本会の事業年度は5月1日に始まり，翌年の4月30日に終わるものとする。
- 13.5 会計報告書は年次総会に提出され，参加者多数決の承認を経るものとする。

第14条 総会

- 14.1 理事会は臨時例会を必要に応じ招集でき，また会則に定められた年次総会は招集しなければならない。
- 14.2 総会/例会議長は会長が務め，会長欠席の場合は理事会により指名されたものが議長を務める。
- 14.3 総会/例会は議決権を有する会員の1/3(三分の一)以上の出席を以って成立するものとする。但し，委任状は出席として扱う。
- 14.4 個人会員、法人会員共に一票の議決権を有する。
- 14.5 議決を必要とする場合議決権を有する会員の多数決（委任状を含む）で議決され，賛否同数の場合は議長の採決による。
- 14.6 特別議決を必要とする総会/例会の召集通知は，予め議題と共に開催21日前までに会員に通知する。
- 14.7 年次総会は原則として毎年5月に開催される。開催日は理事会の決定による。

年次総会の通知は開催 14 日前までに議題と共に会員に連絡されなければならない。

- 14.8 会員が、議決権を有する会員の 1/5（五分の一）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して臨時総会の召集を請求したときは、会長は請求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時総会を開かなければならない。
- 14.9 会員は本人の代理を他の本会会員、本会非会員を問わず総会/例会出席委任を委託でき、代理人は総会/例会等に参加でき、また議決権も行使できる。代理委託に際し委託申請会員は書面をもってその理由を明確に記し提出する。
- 14.10 総会/例会での議決は挙手をもってし、議長の採決で決定する。投票を必要とした議決に際してはその結果は議事録に記録されなければならない。

第 15 条 会則の変更

- 15.1 本会の呼称も含む会則の変更/無効/添削に際し、本会会員の議決を経なければならない。その変更は法令に従い、速やかに Corporate Affairs Commission に登録されなければならない。
- 15.2 本会は登録された会則により会として権利と責任が生じ、また会員全員が会則の下、同等の権利と責任を有する。

第 16 条 理事の損害保証

理事会を構成する全理事は、本会の会則に定められた目的達成のための業務を、誠心誠意遂行するに当り生じた損害に際し、個人責任は無いものとする。

第 17 条 日本人会実印

- 17.1 本会は会の活動に関係する諸機関が判読できる字体で本会実印を所持する。
- 17.2 実印は理事会の承認なしでいかなる書類にも捺印してはならない。また捺印された書類名などは理事会の議事録に登録されなければならない。書類捺印のとき、必ず会長と総務の 2 名の確認の下でなされなければならない。
- 17.3 実印は総務か理事会によって定められた者によって保管されなければならない。

第 18 条 議事録

- 18.1 本会の総会/例会、また理事会の議事は正確に記録されなければならない。各々の議事は会議終了後 1 ヶ月以内に正式議事録に記載されなければならない。
- 18.2 本会則に従って記録された議事録はその会議が開かれたときの議長か、又は次回の会議議長の署名を必要とする。
- 18.3 補正/修正が承認されない限り、署名された議事録に記載された一切の議決は正式な手続きを踏んで採決されたものとしての証左となる。

第19条 解散

本会は、法令の定めるところによって解散できる。

第20条 余剰資産

解散にあたり、余剰資産は会員、旧会員に分配しない。余剰資産は特別議決をもって、本会の目的と同様あるいは準じた目的を有する非営利団体に分配する。

<改訂履歴>

2002年10月10日 日本語版改訂（2001年5月改訂英語版を正としたもの）

- ・文書電子ファイル化
- ・付番方法の変更（英語原文どおりに(a), (b)へ変更）
- ・第1条 アデレード日本協会⇒アデレード日本人会(The Japanese Society of Adelaide Incorporated)へ変更, 以降もすべて日本人会で統一
- ・第2条 各言葉の定義の表現変更・・・英文に極力そわせる表現へ変更
- ・第3条 (b) 英文にない表現であり“国際学級含む”を削除
 - (d) “本会の目的にかなう行事” ⇒ “理事会によって適当と認められた行事”へ変更
- ・5.2項 “有資格者およびその配偶者, 企業は” ⇒ “資格を満たす個人・家族, または企業は”へ表現を変更
- ・6.4項の新規追加
- ・9.11項(b) 英文に無い表現であり“会長に事故あるときはその職務を代行する”という文言を削除
- ・11.4項(g) 英文にない表現であり“および決算”を削除

2006年5月8日 日本語版改訂（2006年5月改訂英語版を正としたもの）

- ・3.1項 “本会は会員相互の親睦を計り、併せて日豪親善に資することを目的とする” ⇒ “本会の第一の目的は、アデレード近隣に在住する日本人の共通の利益の擁護、相互の親睦および連帯感の醸成を図ることである。第二の目的は日豪親善に資することである。”
- ・9.11項(a) “会長は本会を代表し会務を総括する” ⇒ “会長は日本人会の代表を務め、日本人会の活動を監督する”
- ・9.13項 “理事会は理事会議長をその都度選出する” ⇒ “会長が理事会の議長を務める。会長が理事会を欠席する場合は、その都度、理事会が議長を任命する。”
- ・第20条 “解散にあたり法令の定める余剰資産が残った場合、余剰資産の処分の決定は、会員資格を有する出席した会員の多数決による” ⇒ “解散にあたり、余剰資産は会員、旧会員、賛助会員および旧賛助会員に分配しない。余剰資産は特別議決をもって、本会の目的と同様あるいは準じた目的を有する非営利団体に分配する。”

2009年5月30日 日本語版改訂（2009年5月改訂英語版を正としたもの）

- ・3.2項 “(b)補習授業校の運営” ⇒ 削除
- ・5.1項(a) “単身, 家族に限らず” ⇒ 削除
 - (b) 法人会員は日本の法律に基づき本会地区に住所, 事務所又は居所を有し企業活動をしている日本企業, 或いはその系列会社。⇒ 削除
 - (c) 賛助法人会員は本会地区に住所, 事務所又は居所を有し, 本会の趣旨に賛同する日本国籍を有するか, 又はかつて有していた者によって運営/経営されている企業。⇒ 削除
- ・5.2項 “家族” ⇒ 削除
- ・6.1項(a) “A\$30” ⇒ “A\$20”
 - (b) “日本人社員一人当たり” “但し, A\$2,000を上限とする。” ⇒ 削除
 - (c) “賛助法人会員一律A\$200” ⇒ 削除
- ・6.4項 “賛助法人” ⇒ 削除
- ・7.2項(c) “及び賛助法人会員” ⇒ 削除
- ・9.1 “また法令及び会則に依拠せずとも例会の決議があれば, 本会の目的に従いその業務を行う” ⇒ “かつ例会によって決議されなくとも法令及び会則に従うべきすべての業務を行う。”
- ・9.3項 “副会長, 会計, 監査” ⇒ 削除 “5” ⇒ “8”
- ・9.11項 “副会長, 会計, 監査” ⇒ 削除 “5” ⇒ “8”
 - “(b)副会長は会長を補佐する。(d)会計は本会の会計を担当し, 理事会に会計状況を報告する。” ⇒ 削除

- (c) “総務は本会の総務を担当する。” ⇒ (c) “総務は本会の総務、会計を担当する。”
- (e) “年次総会において” ⇒ 削除 “報告” ⇒ “監査”
- ・9.12 項(a) “アデレード日本語補修授業校運営担当理事” ⇒ “副会長”
- (b) “ Public Relations 担当理事” ⇒ “広報担当理事”
- (e) “アデレード日本語補修授業校校長” ⇒ “監査担当理事”
- ・9.12 項(a) “アデレード日本語補修授業校運営担当理事” ⇒ “副会長
- ・11.1 項 “6 回” ⇒ “2 回以上”
- ・13.2 項 “副会長” “会計のいずれか” ⇒ 削除 “2 名” ⇒ “両者”
- ・14.3 項 “法人会員は法人年額会費を日本人社員一人当り年額会費で割った数の会員数を有する。賛助法人会員は会員数を有しない” ⇒ 削除。
- ・14.4 項 “個人会員は 1 票の議決権を有し，法人会員は法人年額会費を日本人社員一人当り年額会費で割った数の議決権を有し，賛助法人会員は議決権を有しない。” ⇒ 削除。“個人会員、法人会員共に一票の議決権を有する。”を追加
- ・17.2 項 “副会長” “会計、監査の内” ⇒ 削除
- ・第 20 条 “賛助会員および旧賛助会員” ⇒ 削除